

第2章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨(目的)

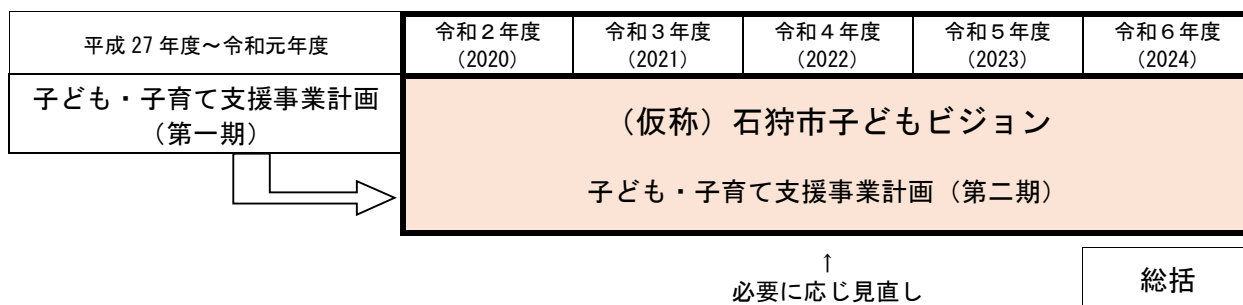
本市の子ども・子育て施策は、子どもの最善の利益の保障を目指し、子育て・子育てを地域全体で見守り支え合うことのできる地域づくりを理念として進めてきました。

これまでの基本的な流れを継承し、目指す地域づくりを実現していくためには、市民の参加と協働によるまちづくりを推進していくことが欠かせません。そして、施策の成果をより実りのあるものとするため、保護者、地域、事業者、市が共通認識に立って子ども・子育て支援に取り組むことが重要であり、そのためには施策の総合的な展開の基本となる行政計画の策定が必要です。

本計画は、国の施策に呼応した法定計画としての役割を担うとともに、地域全体が共通認識に立って取り組むための基本的な考えや目指す方向性を示し、その理念を実現するための各施策の推進計画とし策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。ただし、「子どものための教育・保育給付」の事業量が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。なお、中間見直しを行った場合でも、計画期間については、当初の令和6（2024）年度までとします。



3. 計画の基本的な考え(基本理念)

2015年、子どもに関連する多くの課題と目標を位置付けた「持続可能な開発目標 (SDG's)」が国連で採択されました。その目標の中には、子どもの権利と関連する多くの項目が確認できます。

一方、わが国では児童虐待による痛ましい事案が後を絶たちません。こうした状況等を受け、平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、初めて子どもが権利の主体として位置付けられました。さらに、平成30年に策定された改正児童館ガイドラインでは、子どもの権利の具現化を図る施設としての役割を児童館が担うことが明記されました。本市では、これまで「こども・あいプラン」や「石狩市子ども・子育て支援事業計画」の中で、子どもの権利条約に位置付ける4つの基本的な権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を計画の基底とし、その実現を視点としながら施策の推進に努めてきました。社会動向や本市のこれまでの経緯を踏まえ、子どもの権利の視点を第一義に考慮し、施策等に取り組む姿勢は今後も継承していく必要があると考えます。

また、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化しており、家庭の中だけでは問題を解決することは難しい場合もあります。子育て中の家庭が困難な状況にあることを踏まえ、地域社会全体で子どもとその家庭を支援することも必要です。本市では、主体的に子どもや子育てに関わる市民や団体等が活動しており、そうした市民参加は本市の強みでもあります。

これらのことを踏まえ、本計画においては、子どもの権利条約の4つの基本的な権利を尊重し、子どもの視点に立って、最善の利益の保障を優先して考慮しながら、家庭、地域、事業者等が一体となって取り組むまちのあり様を目指す基本理念とし、次のように定めます。

「子どもの権利を尊重し、 子育て子育てを地域全体で見守り支え合うまち」

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

4つの柱

●生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全、健やかに成長する権利を持っています。

●守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。障がいをもつ子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

●育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

●参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

4. 計画の意味と位置づけ

本計画は、本市の子ども・子育て施策を包括的に網羅し、総合的に推進するための計画として策定します。計画の基本理念を踏まえ、子どもの権利を尊重し、子どもが育まれる環境の現在と未来を見据え、子どもの育ちの視点に立って施策を推進していくという意味合いから「子どもビジョン」としました。

また、この計画には子ども子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」を内包します。また、妊娠期から子育て期まで連続した切れ目のない支援が必要なことから、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画である「母子保健計画」も内包しています。

このほか、児童福祉法では、18歳未満のすべての人を「子ども」としています。一方、本市では39歳までを若者とし、子ども・若者支援施策を進めてきました。若者支援は、子どもの頃から継続して取り組んでいくべきものや、早期の支援により問題の深刻化を未然に防げるものなど、子ども期で展開する施策と密接に関わっています。このため、本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、さらには、子どもの貧困対策推進法に基づく「市町村貧困対策計画」に位置付けて策定しています。

また、この計画は、上位計画である石狩市総合計画や石狩市地域福祉りんくるプランはもとより、石狩市健康づくり計画、石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プラン、教育大綱など他の個別計画等と連携し、考え方や施策を反映しています。

<各計画との関連イメージ>

